託送収益	他社使用済燃料再処理等準備料	他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を整理する。
		「事業者間精算収益」に整理されるものを除く。
	接続供給託送収益	一般送配電事業者が接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。）及びインバランスの供給に係る収益に区分して整理する。
	その他託送収益	「接続供給託送収益」以外の託送収益を整理する。

別表第一の16事業者間精算収益の科目の次に次の一科目を加える。

使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		特定一般送配電事業者から支払われた料金（平成17年度から平成31年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する額を除く。）を整理する。

別表第二の第一表中

繰延税金負債 のれん 雑固定負債	を	繰延税金負債 雑固定負債

に改める。

別表第二の第二表中

一般管理費 原子力廃止関連仮勘定償却費 再エネ特措法納付金	を	一般管理費 接続供給託送料 原子力廃止関連仮勘定償却費 再エネ特措法納付金 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	に、
託送収益 事業者間精算収益	を	託送収益 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分 事業者間精算収益	に改める。

別表第二の第四表の記載注意五中「連結注記表」の次に「（会社計算規則第61条第１号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）」を加え、同表の記載注意十一中「（会社計算規則第61条第１号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）」を削り、同表の記載注意十六（11）中「当該特別目的会社に対する出資者又は」を削る。

別表第二の第五表中「電気料貸倒損」を「貸倒損」に改め、

融通使用済燃料再処理等準備費																

を

削り、「卸使用済燃料再処理等準備費」を「他社使用済燃料再処理等準備費」に、

原子力廃止関連仮勘定償却費																
再エネ特措法納付金																

を

接続供給託送料																
原子力廃止関連仮勘定償却費																
再エネ特措法納付金																
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分																

に

改める。

別表第二の第十四表中遅収加算料金の項及び太陽光発電促進付加金の項を削り、再エネ特措法賦課金の項の次に雑口の項を加え、同表の記載注意を次のように改める。

1　特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島供給約款に基づき販売したもののみ記載すること。

2　上記以外の料金を設定した場合は、（何）の欄にその料金を種類別に記載すること。ただし、供給方式、約款の内容等が類似するものについては、一つの種類として整理することができる。

3　雑口の欄には、遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。

4　基本料金には、定額電灯の需要家料金、従量電灯の最低料金、公衆街路灯Ａの需要家料金及び公衆街路灯Ｂの最低料金を含む。

別表第二の第十五表中

	変動範囲内発電収益 変動範囲外発電収益	（　） （　）			

を

	インバランスの供給に係る収益	（　）			

に

改め、同表の記載注意11中「それぞれ変動範囲内発電電力量及び変動範囲外発電電力量」を「インバランスの供給量」に改める。

別表第二の第十七表を次のように改める。

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名

		電力量（MWh）	金　額（千円）
再エネ特措法賦課金			
	電灯料に含まれるもの		
	電力料に含まれるもの		
再エネ特措法買取費			
	他社購入電源費に含まれるもの		